二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　叶谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた区域
　島根県雲南市木次町東日登
　一八九二番一　一号
　一八九三番三　二号
　一八九四番一　三号
　三六一番一　四号
　一八九五番一　五号及び六号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　桧ノ迫川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷
　島根県邑智郡邑南町井原
　四〇三五番九七、四〇三五番一〇〇、四〇三五番一〇一、四〇三五番一〇三及び四〇三五番一〇四
　四〇六一番七及び四〇六一番八

○国土交通省告示第千百二十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　瀬峯支川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　熊本県上益城郡山都町猿渡
　字瀬峯　三六五番　一号
　又三五九番二　二号
　三五六番　三号
　三五七番　四号から六号まで
　三五七番地先河川敷　七号
　三五四番二　八号
　三四七番　九号
　一五九番　十号及び十一号
　一五八番地先道路敷　十二号
　一五八番　十三号
　一五六番　十四号
　一二二番　十五号
　一二一番　十六号
　一一〇番　十七号及び十八号
　一〇七番　十九号
　九九番　二十号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　惣崎川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　熊本県葦北郡芦北町大字計石
　字惣崎　二〇一番一　一号
　二〇一番二　二号
　一七〇番　三号
　二一六番　四号及び五号
　二二一番　六号及び九号
　二二三番　七号及び八号
　二二七番　十号
　二三七番　十一号
　二四五番　十二号
　二五〇番　十三号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　北坂梨川２・３
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　熊本県阿蘇市一の宮町大字北坂梨
　字小畑　八四〇番　一号
　八一九番　十一号から十七号まで
　八二〇番　十八号
　八一五番　十九号及び二十号
　八二五番一　二十一号
　字八千場
　八八一番一地先国有地　二号
　八八二番二地先国有地　三号
　八八二番二地先道路敷　四号及び五号
　八八四番一　六号
　字浦久保
　八八七番　七号
　八九一番一〇　八号から十号まで
　八九一番二四

○国土交通省告示第千百二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　室ノ沢
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　群馬県高崎市箕郷町松之沢
　字遠十二　三三〇番二　一号
　三三〇番三　二号
　三三六番三二　三号及び四号
　三三六番三一　五号
　二五四番　六号
　二五〇番八　七号
　二五〇番七　八号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　房川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　群馬県みどり市東町荻原
　六四〇番　一号
　六三六番一　二号
　六二七番二六　三号
　甲六二九番　四号及び五号
　六五一番　六号
　六六九番　七号
　六五〇番　八号
　六四一番　九号から十六号まで

○関東地方整備局告示第四百六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百二十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	別	敷地の幅員	延長
南房総市富浦町原岡字古宿甲九四六番一から同市富浦町原岡字浜田宿甲九二八番五まで	一七・一	一四・二	前	メートル	キロメートル
	一七・一	一四・三	後	九七	〇・〇三四

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　中後沢
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
　群馬県利根郡みなかみ町下津
　字沼田　一六一一番一　一号
　一六〇四番一　二号
　一六〇二番　三号
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱三号から六号までを順次結んだ線及び標柱三号と六号を昭和三十六年建設省告示第四号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
　群馬県利根郡みなかみ町下津
　字沼田　一六〇二番　三号
　字十二原　一九四六番一　四号
　一九四九番　五号
　一九五三番一　六号

○国土交通省告示第千百二十七号

横瀬川ダムの建設に関する基本計画（平成十四年国土交通省告示第五百二十七号）の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第五項の規定により、告示する。

平成二十五年十一月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

7中「平成27年度」を「平成31年度」に改める。